島根県ふるさと伝統工芸品技術後継者表彰要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本県において伝統工芸品の製造に従事し、その技術を継承する者を表彰することにより島根県ふるさと伝統工芸品（以下「ふるさと工芸品」という。）の振興に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　島根県ふるさと伝統工芸品振興委員会（以下「委員会」という。）会長は、次の各号に掲げる要件に該当する者を「島根県ふるさと伝統工芸品技術後継者」として表彰する。

（１）島根県知事指定のふるさと工芸品の製造に１０年以上の経験を有する者

（２）当該工芸品の製造について、伝統的技術を継承し、その技術の向上に意欲を有する者

ただし、次に該当するものは除く。

① 過去に叙勲、国家褒賞を受けたことがある者

② 島根県下各種功労者表彰規定に基づき、知事の表彰を受けたことがある者

③ 卓越技術者として労働大臣又は知事の表彰を受けたことがある者

④ 文化財保護法に基づく重要無形文化財の指定を受けている者

⑤ 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会の伝統的工芸品産業功労者褒賞を受けたことがある者

⑥ 刑罰を受けている者又は現在係争中の者

（表彰の方法）

第３条　表彰は、委員会会長が表彰状及び記念品を授与して行う。

（表彰の時期）

第４条　表彰は毎年度一回行うものとし、その時期については、別に定める。

（被表彰候補者の推薦）

第５条　候補者の推薦は、市町村長が様式１の推薦書に様式２の推薦調書を添え委員会会長あてに行う。

なお、ふるさと工芸品の指定を受けた者は、市町村長へ候補者を内申することができる。

（審査）

第６条　被表彰者の審査は、委員会において行い決定する。

（その他）

第７条　この要綱に規定するもののほか、この制度の実施について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、昭和５９年　７月３１日から施行する。